

○（副本部長（くらし安全防災局長））

お待たせいたしました。それでは、ただいまから第 37 回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を開催いたします。

はじめに、本部長でございます黒岩知事から御挨拶をお願いいたします。

○（本部長（知事））

お疲れ様です。本日、国は本県に適用していた、まん延防止等重点措置を 8 月 22 日までに延長いたしました。本県の新規感染者数は、前の週を上回る日が続いており、予断を許さない状況であります。これまで 6 市を措置区域の対象としてきましたが、今回の本部会議で新規感染者数の状況や、まん延防止等重点措置期間中の感染状況を踏まえ、措置区域について、改めて見直したいと思えます。

また、国の基本的対処方針では、措置区域内の飲食店において、酒類の提供については、原則停止となりました。前回の 6 月 21 日以降のまん延防止等重点措置期間で、措置区域内の酒類の提供を可能としましたが、今後の酒類の提供の取扱いについて、しっかりと協議したいと思えます。

今回のまん延防止等重点措置期間中には、オリンピックが開催され、夏休みやお盆の時期も含まれます。感染拡大防止に向けて重要な時期になりますので、よろしくをお願いいたします。私からは以上です。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

ありがとうございました。本日の議題は 7 月 12 日以降の対応についてでございます。それでは、早速現在の感染状況等について阿南先生の方からご説明をお願いします。

○（阿南医療危機対策統括官）

最近の感染状況であります。基本的には直近 1・2 週間は赤色となっており、前週を上回る状況が続いており、第 4 波の山を越えてきたところで再度上昇傾向にあります（資料 2 ページ）。ステージ判断の指標を見ると、黄色と赤の間がステージ 3 ですが、新規患者の推移は、このステージ 3 のレベルにあります（資料 3 ページ）。週合計で見ると、最近はずっと上昇傾向にあります（資料 4 ページ）。政令市で見ると、横浜市、川崎市、相模原市、いずれも直近で上昇傾向にあると言えます（資料 5 ページ）。PCR 検査等による陽性率を見ると、新規感染者数の上昇傾向に合わせて、陽性率も上昇しており、直近のデータでは 6.74% となっています（資料 6 ページ）。病床利用率を見ると、山を越えて下がってきている一方で、未だにステージ 3 の指標であり、重症に関してのみステージ 2 のレベルにあります。一般的には病床の利用は、新規患者が増加に転じた後に、10 日から 2 週間程遅れて増加に転じる傾向があるので、今後上がってくる可能性について十分に注意しなければなりません（資料 7 ページ）。感染者を年代別に見ると、60 代以下が大半であります。特に 50 代以下の就労世代や就学世代が新規感染者の 9 割を占めている一方で、高齢者の比率は低い状態が続いています（資料 8 ページ）。若年者と高齢者の比率を見ると、両者において差が広がっていますが、このことにより、両者の間の世代である 40 代・50 代の比率が高くなっているとお考えください（資料 9 ページ）。新規陽性患者数とクラスター未終結施設数を見ると、第

4波の後、施設のクラスターの数は下がって落ち着いたところにあり、終始医療機関におけるクラスターの発生はございません。一方、学校のクラスターは、今でも散発しており、第4波の後も継続して高い状態が続いております（資料10ページ）。総じて本県の6項目を見渡しますと、重症病床のみステージ2、それ以外のものはステージ3に相当します（資料11ページ）。変異ウイルスに関しては、週ごとに新規発生患者数の実数が増えております（資料13ページ）。また、ゲノム検査等で変異ウイルス、特にデルタ変異と分かっている方（青色の棒グラフ）は、その周辺の方もデルタの疑いがあると推測できるので、その推測部分（オレンジ色の棒グラフ）が積み重なることで、実際よりも患者数は多くなっています（資料14ページ）。現在、アルファ株からデルタ株に転換する比率については、幸い今のところは10%程度で踏み留まっております（資料15ページ）。ただし、比率の増え方はS字上のカーブ、すなわち、初めはなだらかとしていますが、急激に上昇し、最後100%のところまでなだらかになります。このような移行はアルファ株においても見られた全国的な傾向であるため、現在はなだらかな段階ですが、どこかのタイミングで急激に上昇する傾向が出てくる可能性は十分にあります。年齢層で見ると、神奈川県におけるデルタ株の患者数は、壮年期から初老期の年齢において少し高くなっていますが、これはクラスターの影響と考えております。そのため、デルタ株の特徴は、アルファ株と同様、高齢者が少なく、若年者が多いものであるとご理解ください（資料16ページ）。

次に、これはお手元の資料にはないもので、参考までにお見せします。東京都の今後の患者数の予想についてのシミュレーションの一つです。前の週に比べて直近の週が何倍であるかという比率で見ると、赤い線で表示されたものが実際の数字で、濃い緑色、明るい緑色、紫色で表示されたものがそれぞれ1.2倍、1.4倍、1.6倍の比率になります。いずれにしても、これより低い比率は想定されておらず、急激な上昇に転じていくというのが一般的な見方になります。真ん中に表示されているものが入院の数、重症者の数でいずれも急激な上昇に転じていくというのが一般的な考え方です。

また、別の方が示したシミュレーションになりますが、東京都においては現在急激な上昇の段階に入っており、このままいくと、非常に厳しい立ち上がりになります。様々な条件を付してシミュレーションをしていますが、初めの条件設定の中で、例えば1,000人のところで強い対策をするという言い方をしておりますが、今回東京都において緊急事態宣言が発令されると聞いております。このような強い対策を行いブレーキをかけることで、このようなシミュレーションとなります。例えば、1,000人のところでブレーキを踏む場合、何とかこのような山に、1,500人の場合はこのような山、2,000人の場合はブレーキをかけても一定程度上がり続けた後にピークアウトしてくるだろうというシミュレーションになりますが、これは昨日の専門家会議で出されているデータであり、こういったものが本日の判断の材料に使われていると思われま。入院患者についても同様のシミュレーションがされていて、特別なことがなければ、非常に厳しい立ち上がりをしていくと予想されます。東京都は6,000という数字が確保病床とされていますので、このままいくと、8月の前半の段階では飛び抜けてしまう。その中で、先程のように、1,000人、1,500人、2,000人のところでブレーキを踏んだとしても、入院患者数は一定期間の間は増え続け、その後このようにピークアウトをするということですが、東京都は昨日と今日で900人くらいの上昇になっており、例えば1,000人のところでブレーキを踏んだということで新規患者はこのようになってくる一方、そのときであったとしても入院患者数は病床数の50%を超えますが、これは実数でいうと3,000ですから、東京都においても相当に厳しい数字であります。

やはり患者の発生には、特に夜間の人流が影響します。東京都のデータによると、今回措

置後に一度下がっていますが、再び上昇してきております。濃い紫色が 20 時から 22 時、青色が 22 時から 24 時の人流を示しておりますが、いずれも一度下がった後、徐々に上昇しています。一方、神奈川県も同様、措置を行った後、少し下がった後に徐々に上昇しております。本県では 2 週間程前に酒類の提供の一部が解禁されましたが、それ以降少し上昇した後に横ばいの状態となっており、昨年度の緊急事態宣言の際は夜間の人流が落ちましたが、第 3 波・第 4 波はいずれも下がり切らない状態ですぐに上がってきってしまう状態が続いています。

現在の神奈川県における感染者数ですが、前週との比率を見ると、6 月の終わりから上昇しておりますが、初期の上昇が非常に高い上がり方で、1.3 くらいの上がりを示しました（資料 17 ページ）。そのあと落ち着いて 1.1 で推移していましたが、ここのところは 1.2 となり、さらに本日のデータでは 1.5 くらいの数字になっており、平均すると直近は 1.3 の上昇率とお考え下さい。この先をシュミレーションすると、2 週間半前に酒類提供の一部解禁をしたことで、仮に感染者数が増加して 230 人のレベルまで到達した場合、再度酒類の提供について再考する必要があります（資料 19 ページ）。そのことをお示ししたのが赤色と黄色の折れ線グラフにおける上昇であり、これは 230 のところでブレーキを踏むこと場合を基点としておりますが、今日時点の平均で 230 のところに到達しました。ブレーキをかけたとしても、230 のところではいきなりかかりませんので、かかったとして今のペースでいくとそのまま上がり続け、来週の頭時点で週平均は 268 くらいのところにいきます。そのあとの上がり方については、現在 1.3 倍くらいで上がっていますという話を先程しておりますが、そうすると青い折れ線が示す上昇となりますが、一方、黄色の折れ線の下側にある折れ線の上昇は第 3 波の初期の上がり方であるため、第 3 波の初期の上がり方は 1.3 相当とご理解ください。現在の上がり方というのも、第 3 波と同じくらいですが、ひどい場合には、1.6 倍まで上がると思われませんが、この赤い折れ線は第 3 波の最もきつい角度だったときを示します。このときは 12 月終わりから 1 月にかけて立ち上がり非常に急激になりましたが、そのときの角度までいくとここまで上がってきます。これは仮定の場合になりますので、来週の頭にブレーキをかけたとしても、その後すぐに効果は表れずに一定期間上昇を続けますが、そのときの想定としてどの折れ線を選ぶかということは、非常に難しいですが、少なくとも 1.1 のようなレベルには恐らくならないかと思われれます。今は 1.3 でするので、その前後くらいには少なくとも上昇し続けることを前提として議論していただく必要があります。私の方からは以上です。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

ありがとうございました。大変厳しい見込みについて阿南統括官からご説明をいただきました。

続けさせていただきますが、国の基本的対処方針が本日変更されております。要点のみ私の方からご報告します。

まず、1 点目は、措置期間が 8 月 22 日までとなり、従来には見られない長さとなりました。もう 1 点は、重点措置区域である都道府県は営業時間の短縮、すなわち 20 時までの時短及び酒類の提供を行わないよう要請すること、ただし、都道府県知事の判断で一定の要件を満たした店舗において 19 時まで酒類の提供をすることができる等の緩和をすることができる。要するに、酒類の提供の停止が基本であり、例外として都道府県知事の判断として一定の要件を満たした店については緩和できることが大きな変更点です。

これを踏まえた上で、7 月 12 日以降の本県の対応について引き続き私の方から説明をさせ

ていただきます。まず、措置区域について、1ページは、現在の措置区域を示したものであるため、省略します。2ページの太枠部分が現時点からの直近の把握できる1週間の新規感染者を示したもので、これまで本部会議の都度、直近1週間のデータに着目をして判断をしてきましたが、太枠内の県合計欄が14.96となっており、前回の本部会議においては12.98と一定程度改善をした数字になっていましたが、今回で再び上昇の傾向に転じていることが分かります。3ページでは、6月30日から7月6日までの一週間において、市町村の状況をステージごとで色分けをしたものを記載しておりますが、便宜上割愛します。

ここで、改めて4ページと5ページをご覧ください。4ページでは、2月からの半年間にかけて、横浜市、川崎市、相模原市の政令三市がどれだけの県内の新規感染者の割合を占めているかを示しておりますが、やはり三政令市だけで7割くらい新規感染者を占めているということを改めて確認したいと思います。5ページでは、4月20日から昨日までにおいて、まん延防止期間中における新規感染者について、三政令市がどのような傾向であったかを示しております。三政令市は本県人口の約65%を占めておりますが、三政令市を示した青い棒グラフを見ると、ほぼ全ての場面において、人口比率以上に新規感染者の割合が大きくなっております。三政令市が東京の近隣であることから、やはり、これらは新規感染者のボリュームも大きいということで着目する必要があることを示したグラフになります。

また、6ページでは、4月21日から7月6日までならしたときに各市町村の10万人あたりの新規感染者数がどうであったかを示しています。なお、4月20日からまん延防止期間がスタートしましたが、便宜上7日間で区切りますので、スタートを21日としております。これによると、横浜市、川崎市、それから人口の多いところで小田原市、厚木市、海老名市、綾瀬市、これらの市は2か月間において10万人あたりの新規感染者数が15を超えており、ステージⅢの状況にありました。さらに、それを1週間単位で区切ったものが7ページにありますが、これを見ると、ゴールデンウィーク直後に市町村全体で赤や紫が目立っており、感染が高まった時期でした。6月に入ると、市町村全体で赤が少なくなっており、本県としても落ち着いた状況ですが、直近1週間で再び赤い市町村が増えてきております。そのため、今まで我々は直近1週間の一番右のデータだけを見て、そのときに感染状況が大きい市町村を措置区域としてきましたが、これを見ると週ごとに市町村において凸凹があるため、ここをしっかりと見極める必要があります。なお、政令三市を除く市町村を見ると、全ての週において赤や紫、すなわちステージⅢ以上になっているところは厚木市で、ここ2か月間の数値が常に15以上であることをご確認ください。

8ページをご覧ください。措置区域の設定の考え方について、これまでの内容を変更させていただきたいと思います。これまでの考え方では、まずは政令市である三市は東京都に隣接しており、人口と新規感染者数の絶対数が多いことから、措置区域としてきました。一方で人口規模の少ない市町村はちょっとした感染者数であっても変動が大きいことから、ステージ3以上であっても措置区域としないとしておりました。この考え方に、赤字で記載された考え方を加えたいと思います。今回1か月を超える措置期間ということで、直近1週間の状況だけで措置区域を設定するよりも、これまでの重点措置期間全体のロングスパンと直近の状況を見て総合的に判断したいと考えています。これを踏まえると、青い矢印の下に記載のとおり、これまでの2か月にわたる措置期間を通じた平均で見ると、政令市を除いて一定の人口規模を有する市町村のうち、ステージⅢ以上となっているのは小田原市、厚木市、海老名市、綾瀬市ですが、このうちの小田原市、海老名市、綾瀬市は直近では比較的落ち着いています。こうしたことから、政令三市は措置区域を継続するとともに、これまでの措置期間中の全ての週においてステージⅢ以上にある厚木市を今回の措置区域のスタートとしたい

と考えています。緑字で記載のとおり、阿南先生からも厳しい見方がありましたが、今後感染状況がますます悪化するのであれば、措置区域の見直し等を検討していく、これは当然のことで、引き続き毎日のモニタリングをしていきたいと思えます。こうした考え方にに基づき、9ページにおいて4市を7月12日以降の措置区域にしたいと考えています。

次に、10ページの措置内容になりますが、これは11ページをご覧ください。今回、国の基本的対処方針が変更され、措置区域内では酒類は原則提供の停止となっております。また、本県においても、6月20日以降独自に設定したブレーキ基準、週平均1日230人という数字を設定しましたが、本日これを超えましたので、その考え方でいくと、国と同様に措置区域内においては原則酒類提供の停止を要請するという方向で軌を一にしております。こうしたことから、新しいまん延防止の期間である7月12日以降措置区域である4市については、原則酒類提供の停止を要請したいと考えております。ただし、本県で進めている県の認証を受けたマスク飲食実施店については、この要請の対象外ということで、現在の条件を守っていただく中で酒類の提供を可能としたいと考えております。現在の条件というのは、19時まで、90分以内、1組4人以内又は同居家族というものです。ただし、現時点で県の認証を受けたマスク飲食実施店は限られた数であり、それであれば申請しておけば良かったという事業者もあるかと思えますので、7月11日までにマスク飲食実施店の認証申請を行えなかった店舗で、今月末までの間に認証申請を行った場合には、その申請を行った翌日以降、現在の条件を守っていただくという前提で酒類の提供を可能としたいと考えています。いわゆる申請中についても、7月中であれば申請した翌日から酒類の提供を可能とします。ただし、マスク飲食実施店は、県の方で審査がありますので、申請後の現地確認等でマスク飲食実施店の認証条件を満たしていないことが判明した場合には、直ちに酒類の提供の停止を要請すると同時に、条件を満たしていなかった期間の協力金は交付しないという考え方を取りたいと思えます。12ページ以降については、これまでの本部会議で扱った資料となりますが、今の変更点を反映したのみで、大きな変更点はございません。

16ページをご覧ください。イベントの関係についても、本県のまん延防止等重点措置は継続しているため、人数上限は5,000人という考え方は変わりません。

17ページの県民の皆様への要請について、これも基本的には変わりませんが、まん延防止等重点措置期間内に東京2020大会があります。おうちでおひとりおひとり熱い声援をいただきたい、これが一つのキャッチフレーズになっておりますので、こうした形での声援を要請したいというものです。

ここまでの措置区域の設定や酒類の提供についての考え方になりますが、ここでマスク飲食認証店の関係で、政策局長から補足等があれば次の資料でご説明をお願いします。

#### ○（副本部長（政策局長））

11ページの説明に関連しまして、今後の周知のことについてご説明します。「飲食店等の事業者の皆様へ」と書かれた資料をご覧くださいと思います。こちらを、各団体を通じて、あるいは、これまで感染防止対策取組書で登録されている約4万店舗にプッシュメールで周知を図りたいと考えております。

資料の「申請の方法」という項目につきまして、マスク飲食実施店の認証申請の方法は大きく2つあります。まず、電子申請については「神奈川 マスク飲食 認証」で検索していただくか、QRコードにアクセスしていただくと申請用紙が出てきますので、必要な項目にチェックのうえ申請していただきます。資料の「申請後のお願い」という項目ですが、申請をしていただきますと、県から、受信しましたというお知らせをその方へメールします。メ

ールには、URLを記載しており、そちらにアクセスしていただきますと、「マスク飲食実施店認証申請中確認書」、要するに今、申請中であるということ、利用客の方々にお示しできるようなものをダウンロードできるようになっています。ですので、これを店舗に貼って掲示しておいていただければ、その店舗がそのような申請をしている最中であるということがわかるようにしております。県のホームページでは、マスク飲食実施店について県民の方々にお知らせする一覧を用意していますが、そちらに合わせまして、申請中の店舗についても、県のホームページで公表することにします。これにより、すでに認証を取っている、あるいは、基本的な感染防止対策が取れていて申請中である店舗をご利用いただくための参考にしていただけるようにします。

もう一つの申請方法は、パソコンやスマートフォンでの申請が難しいという方向けのものです。申請書は、県機関、市町村、商工関係団体等に置いてありますので、こちらで入手していただき、申請することができます。また、お問合せ先に電話をかけていただければ、申請書を郵送またはFAXでお届けすることもできます。ただ、郵送の場合には、少し時間がかかってしまいますので、できれば、FAX、あるいは各機関で配布しているものを入手していただくほうが、スピーディーだと考えております。「マスク飲食実施店申請書」にチェックをして申請された方については、欄外の※印にも記載していますが、申請の際はコピーをとっておいていただき、お手元の控えとしていただくようお願いしたいと考えております。お店の利用客から、このお店は申請しているのかどうかというようなお尋ねがあった場合には、この申請書を提示することで、申請していることをお示しいただければと考えております。

また、お問い合わせ先としては、新型コロナウイルス感染症専用ダイヤルを用意しておりますので、こちらにお尋ねをいただければと思います。最終的に認証が取れた際には、「マスク飲食実施店認証書」をお送りするような形で用意を進めていきます。私からは以上です。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、ありがとうございました。引き続きの資料説明になります。協力金関係について、産業労働局長からよろしく申し上げます。

○（産業労働局長）

はい、ご説明いたします。協力金につきましては、飲食店に対する協力金と大規模施設に対する協力金がございます。まず飲食店に対する協力金でございますが、先ほど11ページでご説明をいただきましたように、まん延防止等重点措置区域において酒類を提供する場合の条件を記載しております。こういった県の要請内容に従っていただいた場合には、協力金を支払って参ります。また協力金の金額、計算方法については、従来と同様でございます。

次に、大規模施設に対する協力金についてです。こちらはまん延防止等重点措置区域の、大規模施設の時短要請に応じたものでございます。こちらのスキームは従来と変わっておりません。説明は以上でございます。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、ありがとうございました。以上、7月12日以降の考え方、それに付随する事項についてご説明をさせていただきました。ここで一旦切らせていただき、意見等をいただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

○（副本部長（小板橋副知事））

先ほど、8ページの説明で、措置区域設定の考え方というものがありませんでした。その中で、一番上の赤丸の部分ですけれども、前はこの部分が「政令市以外の市町村は、新規感染者数が、ステージⅢ以上の市町村を措置区域とする」ということで、直近の数字を引っ張ってきたわけです。それを今回、長期スパンだからということで、あえて変更したということでしたけれども、それには何か、今までのやり方に支障があったなど、変更せざるを得ない理由が背後にあったかと思うのですが、その点について、ご説明いただけますでしょうか。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい。ご指摘のとおり、直近1週間のデータで判断をして参りました。しかしながら、これまで感染率がずっと低かった市が、たまたま直近1週間で10万人当たりの新規感染者数が15を超えてしまったから、その先何週間も措置区域となり、事業者によるお酒の提供は20時までとなってしまいます。これはいかなるものかということが、議会との議論の中でもご指摘をいただきましたし、一部の市町村からもそのようなお声をいただきました。そこで、例えば7ページをご覧くださいと、一番右の列が直近の1週間の10万人当たりの感染者数でございます。今までの考え方ですと、上から4番目の横須賀市は15を超えている、秦野市も15を超えて20もある、座間市も18ある、というように仕切っていたのです。ところが、横須賀市だけを見ると、これまでずっと15を切ってきた中で、直近1週間が17だからということで、この先1か月近くも措置期間とするのかどうか考えた際には、市町村間の凸凹を見てみます。そうしますと、厚木市はずっとステージⅢ以上ですので、最初から指定をさせていただきたい。ただ、先ほど申し上げたとおり、横須賀市や秦野市といったところも、ひよつとしたら数字が下がるかもしれないし、逆に連続して赤が続くということもあろうかと思えます。それは、今後モニタリングをしていく中で、そのような状況が継続するのであれば措置区域の見直しということもあろうかと思えますが、これまでの直近の短い期間の状況をもとに、今後の長い期間を縛るということを是正し、ロングスパンの傾向も見るということで考え方を改めさせていただいたということでございます。以上です。

○（副本部長（首藤副知事））

阿南統括官に確認したいです。まず、東京都では、非常に強い措置を打った場合と、少し弱い措置を打った場合とで、シミュレーションされたと思うのですけれども、この強い措置に対するシミュレーションは、例えば実効再生産数が、強い措置を行った場合に幾らぐらいになるだろうというふうに推計しているのか、あるいは過去の緊急事態宣言を打ったときのデータの変化をベースに、それを引用しているのか、どちらなのでしょう。

○（阿南医療危機対策統括官）

はい。まず、こういった措置を打ちますということを表明することによるマスメディアでのインパクトというのが非常に大きいということが現在わかっています。その時点で、実効再生産数でいうと、20%ほど低下することを想定しています。さらに、様々な措置・対応策が実行されると10日ほど経過した時点で、さらに実効再生産数が20%下がるということをシミュレーション上は計算で使っています。

○（副本部長（首藤副知事））

そういう意味では、実効再生産数が20%下がる程度の措置というものを、どのように想定

するか。つまり、対策を打った段階では、それが強い対策なのか、そんなに強くないのかというのは、ある程度評価できるのか。結局答え合わせをして、結果として、これぐらいの伸びになってしまった、あるいはこれぐらいで収まったという答え合わせしかできないのか。ある程度対策を打った段階で、それが強い、弱いというのは、想定できるか否かどちらですか。

○（阿南医療危機対策統括官）

想定は困難というのが正直なところではないかと思えます。これは実際の社会構造ですので、どのような反応をしていただけるのかというのは、時期によって違うということが、現在言われています。例えば人流が非常に大きく影響するわけですが、同じ緊急事態宣言あるいは重点措置を打ったとしても、それによって人流が、特に夜間滞留人口がどれぐらい低下するかというのは、見ていただいたように様々です。変化はその時々でいろいろです。さらに、立ち上がりの具合もその都度違っているという過去のデータを見ますと、やってみないとわからないというのが正直なところではないかと思えます。そういう意味で、標準的な対策で 20%下がることを仮定して、実際の社会構造がそこまで効果がなければ、これよりも悪いシミュレーションになるという考え方にはならざるを得ないと思えます。

○（副本部長（首藤副知事））

わかりました。そういう意味では、今打っている対策が強く効いているのか、効いていないのかというのは、打ったときの人流や様々なデータをベースに評価しながら、リアルでもチェックしながら進めていくしかないという理解で良いということですね。

○（阿南医療危機対策統括官）

はい。非常に多因子の要素であります。夜間滞留人口の問題が一番大きいとされていますが、もう一つ、現在は変異ウイルスの問題も絡んでいます。変異ウイルスについては、本県では現在、10%程度の浸透度合いですが、これがさらに高くなるようなことがあれば、当然実効再生産数に影響を及ぼしますので、この変化というのは違いが出てくるということにもなります。おっしゃるとおり様々な要素で、結果として後にわかるであろうという部分が大きいです。

○（副本部長（武井副知事））

政策局長に確認したいのですが、マスク飲食実施店の現在の申請数と認証店舗数を教えてもらえますか。

○（副本部長（政策局長））

はい。7月8日現在ですけれども、申請が 3917、認証数が 956 です。

○（副本部長（武井副知事））

はい、わかりました。そうすると、3,000 弱の店舗が申請をしているけれども、未承認という状況であるわけです。11 ページを見ると、酒類の提供は7月12日以降、原則停止を要請するけれども、認証を受けた店舗は要請の対象外となっています。つまり、認証店舗については、12日以降も酒類の提供は可能ということなのですが、「7月11日までにマスク飲食実施店の認証申請を行えなかった店舗で、7月31日までの間に、認証申請を行った場合には、そ

の認証申請を行った翌日以降、現在の条件で酒類の提供を可能とする。」との記載もあります。そうすると、すでに申請をしているが未承認である店舗については文面上、言及されていないこととなりますが、この場合には 12 日以降も、酒類の提供は可能ということで良いですね。

○（副本部長（政策局長））

そのように考えています。

○（副本部長（武井副知事））

そのような店舗がOKだとすると、今回の県の方針決定を受けて、7月11日までの間に申請をした店舗についても同様に、12日以降、要するに初日から酒類の提供が可能という理解で良いですね。

○（副本部長（政策局長））

そのとおりです。

○（副本部長（武井副知事））

そうであれば、その部分の書きぶりを補足すべきかと思しますので、今後ホームページ等にアップするときには、修正をお願いしたいと思います。

もう1点、今回の措置区域は、3政令市+厚木市であって、この11ページの内容というのは、措置区域内についての要請でありますので、措置区域外にある市町村については、従来どおりの酒類の提供が可能なのです。しかしながら、今日の新規感染者が300人を超えたという状況からすると、将来的に措置区域がこの4市だけではなく、さらに拡大する可能性も当然あるわけでありまして、その場合に追加された措置区域についても同様に、マスク飲食実施店の認証店、あるいは7月31日までに申請を行った店舗のみが酒類の提供が可能という理解で良いですね。

○（副本部長（政策局長））

そのときの感染状況での最終判断だろうと思えますけれども、今の状況の中では、そのような形で想定しています。

○（副本部長（武井副知事））

ということは、感染拡大によって、措置区域を拡大したときに、今回と同じような要請をするのであれば、同じような条件の下でということもあるのだけれども、さらに厳しくする可能性もありますから、それはそのときの状況であるということが良いですね。

○（副本部長（政策局長））

そのとおりです。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

措置区域というのは、今後、感染状況が悪化していけば広がる可能性があります。今回は、4市が措置区域になりましたけれども、この4市の事業者だけの問題ではありません。これから感染が広がっていったときに、「うちのエリアもひょっとしたら措置区域になって酒類

が出せなくなる。ならば、うちは感染防止対策をしっかりとっているし、今のうちに、マスク飲食実施店の認証申請をしておこう」と考えていただけると、将来、自分の住所地が措置区域になったときにしっかりと対応できます。これは4市だけの問題ではないということも、できれば後ほど、知事の方からメッセージをいただければと思っております。

○（副本部長（小板橋副知事））

そうすると4市以外、要するに神奈川県全域の市町村すべての飲食店に対して、早い段階でマスク飲食実施店の登録申請をしてくださというお願いをすることになるわけです。当然、まだ何万という数の飲食店があるわけですが、その方たちが急いで、申請が殺到するということもあろうかと思いますが、それに十分対応できる体制があるという理解でよろしいですか。

○（副本部長（政策局長））

これについては、庁内の体制と委託業者の体制の両方とも強化を図っております。これまでは申請書をいただいてから、店舗の方と現地確認の日程調整をしたうえで現地を確認してから、審査をさせていただき認証していました。また、事後も確認をさせていただくという流れだったのですが、認証までに3週間程度かかっていました。小板橋副知事からお話がありましたように、申請が一気に出たときには、効果が少し打ち消されてしまう部分もあるかもしれませんが、現在は、これまで安全防災局が様々な店舗の見回りを実施し、基本的な感染防止対策の4項目を徹底的にチェックしてきましたので、そのデータと突合することと、マスク飲食を徹底していただけるということが確認できれば、その時点で認証させていただき、事業者の方々にも、なるべく早めに認証できるような体制を整えたところです。

○（本部長（知事））

マスク飲食実施店認証申請中確認書、これをお店に掲示することになると思うのだけれども、この店舗はマスク飲食実施店認証制度に申請していることを神奈川県は確認していますということですが、これだけだと一般の利用者に何を意味するかよく分からないのじゃないですかね。だから、これは仮免許みたいな、マスク飲食実施店認証書が正式発行されるまで、これが有効ですみたいに何か書いておかないと、お客さんが「何だ」ってなってしまうかもしれないと思うのですよね。

○（副本部長（政策局長））

はい。そのあたりは、利用者の方にご理解いただけるような形にしなければいけないので、これをアップする際に、その部分を丁寧に説明入れるような形で改善します。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ではここまで、本部長に伺いたいと存じます。7月12日以降、本県として措置区域については、政令3市と厚木市とすること。それから措置の内容につきましては、お酒の関係について、今あった議論のような形で整理をすること。これについて、よろしいでしょうか。

○（本部長（知事））

はい。了解しました。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい。ありがとうございました。それでは早速、そのようにさせていただきたいと思います。また、ホームページアップ時には先ほど武井副知事から指摘した部分も、あるいは今、知事からご指摘していただいた部分も含めて、資料を若干修正してアップしたいと存じます。

その次の資料ですが、抗原検査キットを活用した新たな感染拡大抑止策ということで、医療機器対策本部室の方から資料提示がございます。あと、今の議論ともちよつと関わりがあるのですが、1枚紙ですね、酒類提供店の利用者に新たなツールを用意といったものもありますので、よろしければセットでご説明いただければと思います。よろしく願います。

○（阿南医療危機対策統括官）

抗原検査キットを活用した戦略に関しましては、先日の感染対策協議会の中でもお諮りして、協議会の中では基本的なコンセプトに関してご賛同いただいた。これを本県としてどのような施策に落とし込むのかということは、宿題となっておりますので、このところを今回の重点措置の延長、さらには、酒類の提供の考え方、ここにカップリングする形で実装させる準備が大分できてきましたので、本日お話しさせていただければと思います。被る内容がございますので少しおさらいをしながら、軽く考え方を説明させていただきます。

第4波ですね、重点措置をとって、あの当時は酒類の提供も全面的に止めるということの基本とした施策を打ったわけではありますが、それでも十分に下がりきらない、非常に下げるのは困難だということの中で、次の上昇に転ずるということになってきたわけです。これは様々にこの1年半我々が取り組んできた、あるいは県民の皆さんにご協力賜った内容、そこでやってきたことをどうしてもすり抜ける部分があるのではないかと、ピンポイントで抑えようということやってきたわけではありますが、押さえきれない何かの部分があるのであろうと、このように考えられるわけです。うまくいっている政策も十分あるわけでありまして、ワクチンの接種が進んだ、あるいはC-CAT等の施策により、クラスターを、特に高齢者施設、病院という、1年前の時には非常に大きなターゲットであった部分、ここに対する施策というのは一定程度の効果を示してきたというふうに考えられますが、一方、この第4波以降非常に特徴的なのは、就労世代ですね、具体的には40代50代といった方々、さらには20代30代、活動が活発な就労世代、こういった方々がですね、感染の主体である期間が非常に長く続いている。そうしますとここを重点的なターゲットとした施策を打っていく必要があるというふうに考えられます。

その中で、本県としまして、調査をした内容は抗体の保有率、つまり、過去に感染したかどうかということで調べますと、ランダムに抽出した方々で1.2%、過去に発熱等風邪の症状を経験した方に関しては12.4%の方が抗体を持っていた、つまり、コロナに感染したことがあるということがございます。一方、右の上にありますように、この調査をした時点まで、昨年1月以降、公式に我々が把握している患者発生数ということでいきますと人口比0.5%に相当します。つまり、1.2と0.5%の間には倍以上の開きがあるということになりますので、これは公式に我々が把握している数以上に、実際には感染者がいるんだということになります。こういったことを踏まえまして、現在、本日も議論させていただいたように、ずっと続いている積極的疫学調査での保健所等の調査ということ、さらには、飲食店におけるお酒の提供、こういったところに関する急所を抑えようということでの施策、これは一定程度

継続されていくはずなわけでありますが、それ以外の部分に対して、もう少し具体的な施策を打ち出す、そういった必要性があるだろうというふうに考えてきたわけであります。

その具体が抗原検査キットの活用というふうに申し上げたいということで、先週意向を出させていただいています。その根拠になったものとしましては、アンケート調査、13万7800人の方からですね、ご回答いただいた重要なアンケート結果がございます。具体的には、風邪等の非常に軽い症状が出た場合、医療機関を受診しますかというのと、40%の方が受診をしないという回答をしました。同様にですね、医療機関を受診しない方は通勤通学はどうするかというのと、4割の方が通勤通学を続けてしまうと、つまり、感染源になる、社会全体に対して感染を拡大させる行動をしてしまうということになったわけであります。では、この抗原検査キットがご自身で使えるような環境、このような状況であればご自身で使ってみようかというのと8割の方がイエス。もしそれで陽性ということであればこれは医療機関を受診するということをするかというのと9割の方が受診をする、さらには、通勤通学を控えるというふうに回答していただきました。つまり、非常に大きな行動変容が期待できるのが、今回のアンケート結果から見えてくるわけでありまして、4割の方が風邪症状があっても受診をしないと言っていた方が、一転、9割の方が受診する。同様に、4割の方が通勤通学を止めないと言っていた方が、9割の方々控えていただけると、非常に大きな行動変容を期待できる。つまりは、社会に対する感染拡大を抑える、そういった打ち手になりうるのではないかと期待できるわけであります。

現在もワクチン接種がどんどん進んでいます、今後ワクチン接種が進む中で、ワクチンを打った方と打ってない方というのが社会の中で混在して参ります。そういった中で、やはり酒類の提供というのは社会に対する非常に大きなインパクトがある話でありますので、ワクチンを打ったということで、実はお酒を飲んでしまう、騒いでしまうということでハイリスク行動に繋がる、そういったことがワクチンを打ってない方も含めて、社会全体としてのハイリスク行動に繋がる、そういったことが懸念される部分がございます。

そういったことを踏まえまして、これから先、様々な国とのやりとりも含めまして、いろいろな打ち手を考えていきたい。そのように考えているわけで、現在、ステップを1, 2, 3と分けまして、進めて参りたいというふうに考えています。まずは、先ほどのパーソナルサポートで使ってみる意思を明確にされている方々に対して、抗原検査キットを実際に配布させていただいて使っていただく。そういったことで、感染の可能性が高い方を医療機関に受診するように促すということをやってみたい。これは、先々ですね、子供たちはワクチン接種が打てないわけでありますので、このワクチン接種ができない低年齢の人たちに使っていくような拡大、さらには、これは将来的な長期的展望であります、いくらワクチン接種が目標とする全員に打たれたとしても、全国民が打つということはありません、ワクチンが打てない方がいらっしゃる。さらには、ワクチンを打っても一定程度感染は起きます。そういったようなことの中でコロナウイルスが消滅するわけではありませぬので、こういった方々が、単に感染を広げないために、使っていただけるような拡大ということを目標にしながら、まずは、一部分の方に関してだけでもこの抗原検査キットを活用していただいて、スタートをしたいというふうに考えているわけです。

この考え方はですね、実はすでに国の基本的対象方針の中で6月の段階で示されている内容の中に、一部分似た施策というのが打ち出されています。これは、施設あるいは学校などに対して抗原検査キットを配布し、同じですね、軽い症状、発熱、せき、のどの痛みなどの症状が出た場合には、積極的にこれを使って調べてくださいと、調べて陽性であれば医療機関を受診してください。基本的な考え方は同じであります、本県の考え方とちょっと違っ

ているのは、これやはり、置く場所が施設であったり、学校に置いてあるので、通勤通学を止めるというところにはならないわけでありますので、神奈川県のお考えはこの国で示された考え方をさらに大きく前進させた考え方というふうにご理解いただければよろしいのではないかと思います。

具体的に現在詰めて参りましたことは、抗原検査キットを2セットパックにして、使う意思を明確にさせていただいている方に対して配布すると。陽性になればもちろん、これはスクリーニング検査でありますので、確定をするために医療機関を受診していただく必要がございます。この後お話ししますが、PCR等検査ができる医療機関をご紹介させていただきますので、そちらで確定検査を受けていただいて、その後は今と同じであります。診断が確定すれば、神奈川モデルに則って療養していただく、発生届を出していただく、このような流れになるわけでありまして、陰性であった場合には、これは少し時間をおいて再度の検査というのをお勧めします。1回だけであると偽陰性である可能性というのは完全に否定できませんので、2回検査をしますと相当な確率で陰性というふうに申し上げられると思いますので、2回の検査をおすすめするというようなことであります。さらにこの実際のやり方に関しましてはパンフレットもお配りしますし、それからやはり我々はLINEパーソナルサポートというようなものを使っています。このITツールというのは非常に有用でありますので、QRコードを読み込んでいただくことによって動画で使い方の説明ということを見ただけのような仕組みというのを準備してございますので、それを使わせていただいて、この抗原検査キットを使わせていただくというふうな実装を考えてございます。

我々こういったことを進めるにあたって、現在、医師会あるいは病院協会等と話し合いを進めてございます。実際にはこの確定検査のためにはPCR等確定検査ができる施設ということをお勧めする必要がありますので、再度調査をさせていただくということで、ご協力を今賜っているところであります。そのあたりのところが明確になった時点で、相談センターの方にそのリストを保持させ、そこに連絡をいただいて、ご紹介するというようなスキームを整えるということの一つを進めています。さらには先ほど話したようにキットの配布、これはパッキングと郵送ということがございますので、こういったことは現在進めている状況でございます。さらには、これは我々としましては先行的にこれを進めていくということでございますので、実際どうであったのかというのは非常に重要なデータになると考えています。このところに関しましてはLINEパーソナルサポートを使って、陽性だったのか陰性であったのか、そして最終確定がどうであったのか、こういったことは入力していただくことによってデータとして蓄積をするということを考えてございます。現在もこの相談センターというもので発熱等があったらかかるような仕組みがございしますが、これに少しアレンジをした形でPCR等の検査ができる医療機関をリスト化し、そちらを紹介するということでありますので、現在運用している発熱等診療医療機関のスキームを少しアレンジした形で運用できるであろうというふうにご考えてございます。

このようなことで、この事業を展開することによって、今までの点の戦略ということから少し面に広げていく、具体的にはですね、県民市民の皆さんが体温計を自分で使って体温を毎日チェックするというところと同じようなセルフチェックのツールを提供する、この考え方で、皆さんご自身でご自身を守る、そしてご家族を守るというところに繋げていけることが、意義深いのではないかと考えてございます。もちろん、こういったことでスクリーニングですので、その後、しっかりと医療機関を受診していただくような行動を促進していくというところに繋げて、もちろん偽陰性の対処あるいは偏見差別の対処、こういったことを配慮した形ということを進めていく。このようなことが、この事業を展開する中

で、お酒の提供の停止ということは本日打ち出されますが、非常に大きなもう一つの車輪として進めていける、その第一歩ではないかというふうに考えている次第であります。はい。私の方からは以上です。

○健康医療局長

はい。続けて、酒類提供店の利用者に新たなツールを用意というペーパーをご覧ください。従前からはですね、酒類提供店については、90分の時間管理を二次元バーコードを読み込むことによって、入退店の管理をしてくださいということをお願いして参りました。利用者にもお知らせの機能があったらいいなというのは前回の対策本部会議でも話題に出たところでもありますけども、今回その機能が実装されることになりましたので、お知らせでございます。

具体的には上の段、訪問した施設に掲示された二次元バーコードを読み込みますと、矢印の先、入店しました、というメッセージが受信されます。そして、次、下の半分の左側、80分経過後に、間もなく90分ですというメッセージが表示されます。そこで、二次元のバーコードを再度読み込みしていただくと退店しましたということで入退店の管理がこれで行えるようになるというお知らせでございます。この機能については、明日の11時のリリースを予定しております。飲食店のこういう関係の負担も減りますので、ぜひご利用をいただきたいと思っております。以上です。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい。ありがとうございました。ここまでの議論につきまして何かご意見等ございますでしょうか。

○（副本部長（首藤副知事））

2点確認をさせていただきたいのですが、抗原検査の話になる時に必ず、例えば飲み屋で、事前に抗原検査をやったら、やってから飲みに行くようにすれば良いのじゃないかという議論が出ます。実際ある自治体とかでもやっていますけれども、これは阿南先生からも答えを聞いていて、意味がないということはおっしゃっていらっしゃるのですが、この場でやはり会議参加者みんなと、この情報なり、考えは共有しておいた方が良いと思うので、そのコメントをいただきたいということと、もう一つ、この事業で先行的にやって、例えばですけれども、人口の1%、9万人に配るとした場合に、結局拾える数は、配った数に比例しますので、全県民に配れば、もちろんそれには莫大な費用がかかるんですけども、すり抜けている残りの半分をかなり捕まえられるけれども、まだ先行的に人口の1%、2%ということであれば、拾える数も1%、2%に当然比例してなるとすると、1日に200人感染していても、そこは1人とか2人増えるぐらいということで、全体としてのボリュームをカバーするレベルにはまだ多分、おそらく先行段階でいってないのですが、これが広がっていくときに、先ほどおっしゃったように、各家庭で簡単にチェックできるようになれば、その時に大きな実効性をもたらすという理解で良いでしょうかということの2点です。

○（阿南医療危機対策統括官）

はい。まず第1点目ではありますが、抗原検査キットは、有用性を示すのは明確に有症状の方であります。症状がある方、発熱、咽頭痛、咳、こういったようなことが具体的に書いて

ございますが、こういった症状がある方に使った場合に、陽性は本当に陽性である、陰性である場合には本当に陰性である、こういった判別行為に使います。一方、無症状の方に使った場合には、かなりこの診断に関しては揺らぎが出ます。偽陽性偽陰性が一定程度出るという中で、これは検査前確率という言い方をしますが、もともと無症状の方は検査前確率が非常に低いということになりますので、こういった集団に対して使うと、この実際の陽性陰性の一致率が下がると、これは明確に示されているデータがございますので、こういった無症状の方に使うということは決してこの施策上望ましいことではない。こういうことで、今回我々が考えていますのは、事前に配布しておきますが、症状が出た時に限って使っていただく、ここが非常に重要なポイントであります。まず、有症状の方に関して使うと、かなりの一致率であります。もちろん偽陽性偽陰性というのはいわゆるではありませんが、かなりPCRの検査と一致するということがわかっていますので、そのような使い方を明確に限定していただければというふうに思っています。

二つ目が、数ですね。すいません。今回お配りする数は、今ご指摘のように、数としては全県民分を配布するということじゃないので、面の施策と言いながら、最初の時点で全面をカバーするということにはなりません。これは一定程度我々としても、実装するにあたってその有用性を見極めるということは重要だと思っています。これはやはり様々な考え方ございます。抗原検査キットは今までは医療者が使っていましたので、それを一般の方々に使っていただく、こここのところにはハードルが高いのではないかと、こういう一定程度懐疑的な見方がないわけではございませんので、この有用性ということをしつかりと我々示していく、我々自身がちゃんと確認していくというステップが必要だと考えてございます。そういったことで今回は、神奈川県特有のLINEパーソナルサポートこういったことで県民の皆さんと繋がっていますので、その中で明確な意思表示、私はこれを使ってみよう、というご回答いただいた方々が、13万7000人のうち、80%を超えていましたので、こういった方々をまずターゲットにして実際に使っていただく。そういった中で、実際初期には数が少ないかもしれませんが、その中で本当に陽性の方が捕まってくるんだ、あるいは陰性の方は陰性なんだと、こういったような、使われ方ということを見極めて、その後は、国との一緒の共同事業に進めていくということが非常に重要であります。こういったことを国と一緒にデータを共有しながら、広く、拡大していく、こういったことに進めていければという考え方でございます。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

他いかがでしょうか。よろしいでしょうかね。抗原検査キット、症状のある方に使っていただくということで先行的試行的に配布する事業に着手していくということだろうと思います。

その後ろに、今日の決定事項を前提として神奈川県の実施方針というのを改定しておりますが、これにつきましては、内容はこれまでのものと同様ですので、重複避ける観点から説明は省略いたします。この内容については、国とも協議をしているところでございます。

以上、本日の議題等については以上でございますので、よろしければ、今日のまとめの意味も含めまして、本部長であります黒岩知事から県民・事業者の皆様にご挨拶をいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○（本部長（知事））

はい。それでは知事メッセージを発出させていただきます。本日、国は、本県に適用され

ていました、「まん延防止等重点措置」を8月22日まで延長いたしました。

本県の新規感染者数は、県が再度、酒類の提供停止の要請を検討する基準としていました、「1週間平均で1日あたり230人」を本日超えました。

また、今回の延長は夏休みやオリンピックの時期と重なりますので、これまで以上に警戒を強める必要があります。

県民・事業者の皆さんには、4度目の重点措置の延長となり、さらにご負担をおかけすることになり、大変心苦しい限りではありますが、皆さんご自身や大切なご家族、仲間のいのちを守るため、改めて、次の事項を要請いたします。

事業者の皆さんへ。7月12日以降、まん延防止等重点措置を行う区域は、「横浜市」「川崎市」「相模原市」「厚木市」といたします。

措置区域内の飲食店等は、5時から20時まで営業時間を短縮してください。

また、酒類の提供を終日停止してください。ただし、県がマスク飲食実施店として認証した店舗は除きます。

マスク飲食実施店の認証を得ていない店舗は、7月31日までに申請いただければ、その翌日から酒類の提供を可能といたします。ただし、後日の審査で、認証されなかった場合は、酒類の提供は停止とし、協力金は交付いたしません。

措置区域以外の飲食店は、5時から21時まで営業時間を短縮してください。

今後、新たに措置区域になった場合は、酒類提供はマスク飲食実施店が条件となりますので、早めに、認証申請を行ってください。

県民の皆さんへ。生活に必要な場合を除いて、引き続き、県域を跨ぐ移動は控え、外出を自粛してください。夏休みやお盆の時期を迎えますが、感染拡大の要因となりますので、旅行や帰省は慎重に判断してください。

県民の皆さん一人ひとりが生活のあらゆる場面で、M・A・S・K、M、適切なマスクの着用、A、アルコール消毒、S、アクリル板等で遮へい、そして、接触はショートタイム、K、距離と換気、このM・A・S・K、基本的な感染防止対策を徹底してください。

感染防止対策取組書の掲示がない店の利用や、時短要請をしている時間以降に、飲食店を利用することは絶対に避けてください。また、外食する際は、昼夜を問わず、短時間にしていただき、マスク飲食を徹底してください。

県は、感染拡大を防ぐため、抗原検査キットを症状のある方に使っていただくよう、試行的に配布する事業に着手いたします。

今回の措置期間は、1ヶ月以上にわたり、長期間となります。国は、感染状況が改善すれば、前倒しでの解除もあり得るとしてしていますので、1日でも早く、まん延防止等重点措置を解除できるよう、心を一つにして、徹底した感染防止対策をよろしく願いいたします。

引き続き、県民、事業者の皆さんのご理解、ご協力をお願いいたします。以上です。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、ありがとうございます。それではこれもちまして、本日の対策本部会議を終了といたします。ありがとうございます。